

士別市保育所利用調整基準

(令和5年7月1日～)

入所希望者名【 】【 保育園】 保護者名【 】

1. 基本点数表

事由	保育を必要とする理由・状況		父	母
就 労 (居宅外・居宅内で家事以外の労働)	月実働160時間以上または、1日8時間以上かつ20日以上就労している。		10	10
	月実働140時間以上160時間未満または、1日7時間以上かつ20日以上就労している。		9	9
	月実働120時間以上140時間未満または、1日6時間以上かつ20日以上就労している。		8	8
	月実働100時間以上120時間未満または、1日5時間以上かつ20日以上就労している。		7	7
	月実働60時間以上就労している。(1日4時間以上かつ15日以上)		6	6
	上記には該当しないが月60時間以上就労		5	5
保護者の疾病・障害	入院(7日間以上)又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で保育が常時困難な期間		10	10
	週3回以上の通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		7	7
	週2回以下の通院加療を行い、保育に支障がある場合		5	5
	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合		10	10
	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B、Cを受けていて、保育が著しく困難な場合		8	8
同居の親族等の介護・看護 (自宅療養等)	月160時間以上の介護・看護している	同居親族等は、保育園に入園していない障がい児も含む	10	10
	月140時間以上160時間未満の介護・看護している		9	9
	月120時間以上140時間未満の介護・看護している		8	8
	月100時間以上120時間未満の介護・看護している		7	7
	月60時間以上の介護・看護している		6	6
就 学	月就学時間120時間以上		10	10
	月就学時間60時間以上		8	8
妊 娠・出 産	母が出産または出産予定日の前後8週間の期間にあつて出産の準備または休養を要する場合(多胎は出産後12週間)		-	10
求職活動	ハローワークで発行する求職カード等を提出している場合		3	3

2. 調整点数表

要件	優先基準	点数
加 算	新たに又は産休若しくは育休から復職し、市内で保育士・幼稚園教諭として月100時間以上就労する場合	20
	ひとり親家族の場合	15
	世帯中心者の失業により、当該保護者又はその他の保護者が速やかに就労することが必要な場合	15
	生活保護世帯で保護者の就労により自立が見込まれる(就労により保育所を利用する場合)場合	15
	保護者が育児休業後に復職し、又は復職予定がある場合	10
	子どもが障がいを有する場合または、医師の診断書または意見書を有する場合	5

加 算	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所の利用を希望する場合	1
	地域型保育事業による保育を受けている場合	5
	その他市長が定めた場合	上限20

※以下の場合は、状況により最優先されます。

○虐待やDV、里親委託が行われていることなどにより社会的養護が必要な場合
○震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧にあたり保育が必要な場合

### 3. 同一点時の優先順位

1	士別市民である
2	同居者なしのひとり親世帯または、生活保護世帯
3	基本点数が高い順
4	世帯の状況から総合的に判断

合計点数 【基本分           】 + 【世帯別           】 = 【           点】

その他

※育児休業中における保育園の入所期間は、生まれた子が1歳6ヶ月になるまでです。生まれた子が1歳6ヵ月時点で、入所児が年長の場合は、育児休業を継続または延長する場合に限り、卒園まで継続入所が可能です。

※子どもが障がい有する場合または、医師の診断書または意見書を有する場合の児童の受け入れについては、保育所の受け入れ体制等を考慮して、別に利用調整を行います。

※前年度からの継続入所児童（士別市外からの広域入所児童は除く）が転園（入所日4月1日）を希望する場合は、市が指定する期限までに転園申請があった場合、新規入所申込者よりも先に利用調整を行い、転園（入所）を決定します。